

○省エネ基準に適合する旨の書面の例

	名 称	発行者	法律	条文等	基準
1	確認済証（省エネ適合性判定書含む）	特定行政庁 民間確認検査期間	建築基準法 （建築物省エネ法）	第6条 （第11条、第12条）	適合判定通知書が添付されていること
2	建築物省エネ法届出書（副本の写し）	所管行政庁	建築物省エネ法	第19条	各建設事務所建築担当に確認
3	住宅性能評価書（設計・建設）	性能評価機関	品確法	第5条	等級4以上
4	BELS評価書	BELS登録機関	建築物省エネ法	国交省告示489号	★★以上
5	低炭素建築物新築等計画の認定	所管行政庁	低炭素法	第53条、第54条	認定通知書が添付されていること
6	性能向上計画認定書	所管行政庁	建築物省エネ法	第34条、第35条	認定通知書が添付されていること
7	基準適合認定	所管行政庁	建築物省エネ法	第41条	認定通知書が添付されていること
8	省エネ基準への適合性に関する説明書 （計算書含む）	建築士	建築物省エネ法	第27条	適合

建築物省エネ法：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

低炭素法：都市の低炭素化の促進に関する法律

品確法：住宅の品質確保の促進等に関する法律

様式第三（第四条第一項第一号関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項の規定による
適合判定通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主 殿

山梨県知事 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 提出年月日 平成 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

山梨県知事又は
登録省エネ判定機関

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第3条第2項前段（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出
- 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出
- 法附則第3条第2項前段の規定による届出
- 法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

入件印

(第二面)

【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
【2. 代理者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
【3. 設計者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
【4. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

【建築物に関する事項】

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 建築面積】	m ²
【4. 延べ面積】	m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【9. 建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²) (m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²) (m ²) 増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²) (m ²) 改築部分 (m ²) (m ²)
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input type="checkbox"/> 無
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【14. 該当する地域の区分】	地域
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号口の基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ニ. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【17. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【18. 備考】

(第四面)

【住戸に関する事項】

【1. 住戸の番号】

【2. 住戸の存する階】 階

【3. 専用部分の床面積】 m²

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準
外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

5) 開口部

【開口部比率】 () 【開口部比率区分】 ()
 【断熱性能】 建具等の種類(建具の材質・構造)
 ガラスの種別(ガラスの種別)
 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)
 【日射遮蔽性能】
 ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率)
 付属部材 (南±25度に設置するもの)
 (上記以外の方に設置するもの)
 ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】 暖房設備 ()
 効率 ()
 【冷房】 冷房設備 ()
 効率 ()

【換気】 換気設備 ()
 効率 ()
 【照明】 照明設備 ()
 【給湯】 給湯設備 ()
 効率 ()

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3. 第二面関係

- ① 建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主又は設計者について記入し、別紙に他の建築主又は設計者について記入して添えてください。
- ② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【9. 建築物の床面積】の欄は、【8. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記入してください。増築又は改築の場合は延べ面積を合わせて記入してください。
- ④ 【9. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ⑤ 【11. 法附則第3条の適用の有無】及び【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑦ 【14. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。
- ⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条

第1項第2号イ(1)(i)又は同号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

- (3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体(複合建築物の場合は住宅部分全体)での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑨ 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、共同住宅等又は複合建築物に係る届出を行う場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

6. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。

- ⑥ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑦ 1欄の(1)の5)の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑧ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑨ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑩ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑪ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

設計住宅性能評価書のイメージ
(一戸建ての住宅の場合)



3

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書
(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の記事に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 平成16年4月1日国土交通省告示第422号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

〔なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。〕

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
指定住宅性能評価機関名			
機関指定番号			
評価員氏名	印		

一住宅に関する基本的な事項(設計住宅性能評価申請書により確認したものである)一

事項	内容
住宅の階数	地上 [階] 地下 [階]
住宅の面積	建築面積 [m ²] 延べ面積 [m ²]
住宅の構造	[造] 一部 [造]

一必須項目一

項目	結果
1.構造の安定に関する こと	
1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ 3 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 2 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ 3 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度 2 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度 1 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
1-3 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ 2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度 1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
1-4 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	積雪の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ 2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度 1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
□該当区域以外	
1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 □地盤の許容応力度 [kN/m ²] □杭の許容支持力 [kN/本] 地盤調査方法等 []
1-6 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 □直接基礎 構造方法 [] 形式 [] □杭基礎 杭種 [] 杭径 [cm] 杭長 [m]
2.火災時の安全に関する こと	
2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の発知のしやすさ 4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている 3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている 2 評価対象住戸において発生した火災のうち、台所及び1以上の居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている 1 その他
2-4 脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策 □普通階段に直接通ずるバルコニー □隣戸に通ずるバルコニー □避難路網 [] □その他 []
2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ 3 火災を遮る時間が60分相当以上 2 火災を遮る時間が20分相当以上 1 その他
2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火災を遮る時間の長さ 4 火災を遮る時間が60分相当以上 3 火災を遮る時間が45分相当以上 2 火災を遮る時間が20分相当以上 1 その他
□該当なし	

項目	結果												
3.劣化の軽減に関する事	<p>3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)</p> <p>構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事が必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度</p> <p>3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事が必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている</p> <p>2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事が必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている</p> <p>1 建築基準法に定める対策が講じられている</p>												
4.維持管理への配慮に関する事	<p>4-1 維持管理対策等級 (専用配管)</p> <p>専用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度</p> <p>3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている</p> <p>2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている</p> <p>1 その他</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>												
5.温熱環境に関する事	<p>5-1 省エネルギー対策等級</p> <p>暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度</p> <p>地域区分 [I・II・III・IV・V・VI]</p> <p>4 エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主の判断の基準に相当する程度)が講じられている</p> <p>3 エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている</p> <p>2 エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている</p> <p>1 その他</p>												
6.空気環境に関する事	<p>6-1 ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)</p> <p>居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策</p> <p><input type="checkbox"/>製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する</p> <p><input type="checkbox"/>特定建材を使用する</p> <p><input type="checkbox"/>その他の建材を使用する</p> <p>(結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)</p>												
	<p>ホルムアルデヒド発散等級</p> <p>居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内装</th> <th>天井裏等</th> <th>ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>-</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>該当なし (内装)</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし (天井裏等)</p>	内装	天井裏等	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)	3	3		2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)	1	-	その他
	内装	天井裏等	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)										
	3	3											
2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)											
1	-	その他											
<p>6-2 換気対策</p> <p>室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策</p> <p>居室の換気対策</p> <p>住宅の居室全体に必要な換気量が確保できる対策</p> <p><input type="checkbox"/>機械換気設備 <input type="checkbox"/>その他 []</p> <p>局所換気対策</p> <p>換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策</p> <p>便所: <input type="checkbox"/>機械換気設備 <input type="checkbox"/>換気のできる窓 <input type="checkbox"/>なし</p> <p>浴室: <input type="checkbox"/>機械換気設備 <input type="checkbox"/>換気のできる窓 <input type="checkbox"/>なし</p> <p>台所: <input type="checkbox"/>機械換気設備 <input type="checkbox"/>換気のできる窓 <input type="checkbox"/>なし</p>													
<p>7.光・視環境に関する事</p> <p>7-1 単純開口率</p> <p>居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合</p> <p>単純開口率: [] %以上</p> <p>7-2 方位別開口比</p> <p>居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率</p> <p>北: [] 東: []</p> <p>南: [] 西: [] 真上: []</p>													
9.高齢者等への配慮に関する事	<p>9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)</p> <p>住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度</p> <p>5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている</p> <p>4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている</p> <p>3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている</p> <p>2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている</p> <p>1 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている</p>												

等級4以上

一選択項目一

項目	結果																				
8.音環境に関する事	<p>8-4 透過損失等級 (外壁開口部)</p> <p>居室の外壁の設けられた開口部に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>北</th> <th>東</th> <th>南</th> <th>西</th> <th>特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の$R_{mt1/30} \geq 25$相当以上)が確保されている程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の$R_{mt1/30} \geq 20$相当以上)が確保されている程度</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>北 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/>東 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/>南 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/>西 該当なし</p>	北	東	南	西	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_{mt1/30} \geq 25$ 相当以上)が確保されている程度	3	3	3	3		2	2	2	2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_{mt1/30} \geq 20$ 相当以上)が確保されている程度	1	1	1	1	その他
北	東	南	西	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_{mt1/30} \geq 25$ 相当以上)が確保されている程度																	
3	3	3	3																		
2	2	2	2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_{mt1/30} \geq 20$ 相当以上)が確保されている程度																	
1	1	1	1	その他																	

建設住宅性能評価書のイメージ
(一戸建ての住宅の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

建設住宅性能評価書
(一戸建ての住宅(新築住宅))

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 平成16年4月1日国土交通省告示第422号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

【なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。】

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 工事施工者 (氏名又は名称) (連絡先)
4. 工事監理者 (氏名又は名称) (連絡先)
5. 住宅の名称
6. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
指定住宅性能評価機関名			
機関指定番号			
評価員氏名	印		

一住宅に関する基本的な事項一
工事監理報告書、施工状況報告書及び目視又は計測等により確認したものである

事項	内容
住宅の階数	地上〔 階〕 地下〔 階〕
住宅の面積	建築面積〔 m ² 〕 延べ面積〔 m ² 〕
住宅の構造	〔 造〕 一部〔 造〕

一必須項目一

項目	結果		
1.構造の安定に関する こと	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ 3 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 2 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度	
	1-2 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ 3 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊を生じない程度 2 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊を生じない程度 1 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して倒壊を生じない程度	
	1-3 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び 損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の倒壊(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ 2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して倒壊を生じない程度 1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して倒壊を生じない程度	
	1-4 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び 損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の倒壊(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ 2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して倒壊を生じない程度 1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して倒壊を生じない程度	
	□該当区域以外		
	1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 □地盤の許容応力度〔 kN/m ² 〕 □杭の許容支持力〔 kN/本〕 地盤調査方法等〔 〕	
	1-6 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 □直接基礎 構造方法〔 〕 形式〔 〕 □杭基礎 杭種〔 〕 杭径〔 cm〕 杭長〔 m〕	
	2.火災時の安全に関する こと	2-1 感知警報装置設置等級 (住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の発知のしやすさ 4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている 3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている 2 評価対象住戸において発生した火災のうち、台所及び1以上の居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている 1 その他
		2-4 脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策 □直通階段に直接通ずるバルコニー □廊下に通ずるバルコニー □避難器具〔 〕 □その他〔 〕
		□該当なし	
		2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部による火災による火熱を遮る時間の長さ 3 火熱を遮る時間が60分相当以上 2 火熱を遮る時間が20分相当以上 1 その他
		□該当なし	
2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ 4 火熱を遮る時間が60分相当以上 3 火熱を遮る時間が45分相当以上 2 火熱を遮る時間が20分相当以上 1 その他		
□該当なし			

項目	結果
3.劣化の軽減に関する事	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等) 構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている
4.維持管理への配慮に関する事	4-1 維持管理対策等級 (専用配管) 専用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 3 排出口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている 1 その他
5.温熱環境に関する事	5-1 省エネルギー対策等級 暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度 地域区分 [I・II・III・IV・V・VI] 4 エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主の判断の基準に相当する程度)が講じられている 3 エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている 2 エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている 1 その他
6.空気環境に関する事	6-1 ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等) 居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 □製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する □特定建材を使用する □その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。) ホルムアルデヒド発散等級 居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ 内装 天井裏等 3 3 ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上) 2 2 ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上) 1 - その他 □該当なし (内装) □該当なし (天井裏等) 6-2 換気対策 室内空气中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策 居室の換気対策 住宅の居室全体に必要な換気量が確保できる対策 □機械換気設備 □その他 [] 局所換気対策 換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策 便所: □機械換気設備 □換気のできる窓 □なし 浴室: □機械換気設備 □換気のできる窓 □なし 台所: □機械換気設備 □換気のできる窓 □なし
7.光・視環境に関する事	7-1 単純開口率 居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率: [] %以上 7-2 方位別開口比 居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北: [] 東: [] 南: [] 西: [] 真上: []
9.高齢者等への配慮に関する事	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分) 住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度 5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている 3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている 2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている 1 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている

等級4以上

一選択項目 (6-3室内空气中の化学物質の濃度等) 一

項目	結果
6.空気環境に関する事	6-3 室内空气中の化学物質の濃度等 評価対象住戸の空气中の化学物質の濃度及び測定方法 特定測定物質の濃度 : [] 測定器具の名称 : [] 採取を行った年月日 : [年 月 日] 採取を行った時刻等 : [] 内装仕上げ工事の完了日 : [年 月 日] 採取条件 (居室の名称) : [] (室温(平均の室温)) : [°C] (相対湿度(平均の相対湿度)) : [%] (天候) : [] (日照の状況) : [] (換気の実施状況) : [] (冷暖房の実施状況) : [] (その他) : [] 分析した者の氏名又は名称 : [] 特定測定物質の名称 [ホルムアルデヒド]
	特定測定物質の濃度 : [] 測定器具の名称 : [] 採取を行った年月日 : [年 月 日] 採取を行った時刻等 : [] 内装仕上げ工事の完了日 : [年 月 日] 採取条件 (居室の名称) : [] (室温(平均の室温)) : [°C] (相対湿度(平均の相対湿度)) : [%] (天候) : [] (日照の状況) : [] (換気の実施状況) : [] (冷暖房の実施状況) : [] (その他) : [] 分析した者の氏名又は名称 : [] 特定測定物質の名称 []
	特定測定物質の濃度 : [] 測定器具の名称 : [] 採取を行った年月日 : [年 月 日] 採取を行った時刻等 : [] 内装仕上げ工事の完了日 : [年 月 日] 採取条件 (居室の名称) : [] (室温(平均の室温)) : [°C] (相対湿度(平均の相対湿度)) : [%] (天候) : [] (日照の状況) : [] (換気の実施状況) : [] (冷暖房の実施状況) : [] (その他) : [] 分析した者の氏名又は名称 : [] 特定測定物質の名称 []

一選択項目（8-4透過損失等級(外壁開口部)）一

項 目		結 果			
8.音環境に関すること	8-4 透過損失等級(外壁開口部)	居室の外壁の設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度			
		北	東	南	西
	<input type="checkbox"/> 北 該当なし	3	3	3	3
	<input type="checkbox"/> 東 該当なし	2	2	2	2
	<input type="checkbox"/> 南 該当なし	1	1	1	1
<input type="checkbox"/> 西 該当なし					
		特に優れた空気伝搬音の遮断性能（日本工業規格の $R_{m11/25}$ -25 相当以上）が確保されている程度			
		優れた空気伝搬音の遮断性能（日本工業規格の $R_{m11/25}$ -20 相当以上）が確保されている程度			
		その他			

評価書交付番号 — — —

評価機関より交付される「BELS 評価書」の例

評価書は通常 2 枚構成となる。(複数申請者がある場合は第三面まで)

記載例 2 非住宅
「建物業全体」申請分の BELS 評価書

評価書第一面

BELS 評価書

申請者の連絡先
東京都〇〇区〇〇〇 〇〇-〇〇-〇〇

申請者の氏名又は名称
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇

下記の建築物に関して、BELS評価業務方法書に従って評価を行った結果について証します。
なお、評価結果については、提出を受けた図書にて評価したものであり、それ以降の計画の変更や時間経過などによる変化がないことを保証するものではありません。

★★以上

建築物の所在地 地域区分 5
東京都八王子市〇〇町 1-1-1

名称 (仮称) 〇〇〇〇ビル新築工事

建築物に関する基本的事項
階数 地上4階 地下0階 構造 鉄骨コンクリート造
延べ面積 14,896.88㎡
新築竣工時期(計画中の場合は予定時期) 2017年12月

申請対象部分に関する基本的事項
用途 事務所等、百貨店等
改修の竣工時期(※1)

評価結果

評価手法(※2)	非住宅部分	通常の計算法(準拠設計基準)	住戸部分	対象外
BEIの値(削減率)(※3)	新築(改修後等)	0.69 (31%削減)	改修前	
単位面積当たりの一次エネルギー消費量 (MJ/年・㎡)	設計値(その他除く)	1,196	設計値(その他含む)	1,486
	基準値(その他除く)	1,745	基準値(その他含む)	2,034

外皮性能基準
外皮性能 非住宅部分 適合 BPI=0.78 住戸部分

特記事項
ZEB又は住宅の「ゼロエネ相当」に関する事項
再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(※4)
再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(※4)

評価書交付年月日 2017年3月31日
評価書交付番号 000-00-2017-00005
評価機関名 評価協会デスト 評価員氏名 評価 太郎

1. 申請書第二面の申請者についてが表示される

2. 申請書第三面・第四面の記載内容が表示される

4. 表示基準に基づいた、評価結果が表示されることとなる。

3. プレートデザインが表示される。

5. ZEB又は住宅の「ZEHマーク」「ゼロエネ相当」に関する表示事項を選択した場合のみ記載できる。

記載例 2 非住宅
「建物業全体」申請分の BELS 評価書

評価書第二面

000-00-2017-00005

評価結果(詳細)

■設備毎の単位面積当たりの一次エネルギー消費量について (MJ/年・㎡)

設備項目	空気調和設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用効率化設備
非住宅部分(※5)	設計値 816.23 基準値 991.71	62.6 81.32	210.72 431.95	92.85 217.8	21.25 21.25	8.47
住戸部分	設計値 基準値					本項が設備量による削減
共同住宅等の共用部分(※6)	設計値 基準値					

(※5) 非住宅の評価手法がモデル評価法の場合は、「設計値」に BEI 値が表示されます。また、「設備項目」に「エネルギー利用効率化設備」とあるのは「太陽光発電設備」(※6) 共同住宅等の共用部分及び非住宅部分の評価手法が通常の計算法の場合、共同住宅の共用部分は、非住宅部分に含まれます。

参考情報 (申請者からの情報提供に基づいて記載した事項であり、評価に基づくものではありません)

1. 表示基準に基づいた、詳細な一次エネルギー消費量が計算結果をもとに表示される。
※モデル建物法の場合は各設備の BEI が表示される。

2. 参考情報は、申請者からの情報を転記するものである。

※複数申請者がある場合は、第三面に表示されることとなる

記載例 2 非住宅
「建物物全体」申請分の BELS プレート等

表示プレート 例

BELS Building-Housing Energy-efficiency Labeling System
建築物省エネルギー性能表示制度

1. 非住宅のマークとなる。

2. ここでは、BEI=0.69 であるため、☆4つ。

3. 表示基準に基づいた、評価結果が示されることとなる。

4. 希望した場合に表示される

5. 物件名称が記載される。

6. 平成 28 年国交省告示第 489 号に基づく第三者認証である。

この建物の
設計一次エネルギー消費量 1,196MJ/(㎡・年) **31%削減**

← 少ない 多い →

一次エネルギー消費量基準	適合	標準基準 (20%削減)	省エネ基準 1,745MJ/(㎡・年)
外皮基準	適合 BPI=0.78		

(仮称) ○○○○ビル新築工事
2017年3月31日交付
国土交通省告示に基づく第三者認証 (評価協会テスト)

ラベル表示 例

この建物の
エネルギー消費量 **31%削減**

BELS 建築物省エネルギー性能表示制度
国土交通省告示に基づく第三者認証
2017年3月31日交付

この建物のエネルギー消費量 **31%削減**
2017年3月31日交付 国土交通省告示に基づく第三者認証

7. 表示内容が省略されているデザイン。(平成 28 年国交省告示第 489 号に基づく範囲内で、表示事項の省略がされている)

様式第六 (第四十三条関係) (日本産業規格A列4番)

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号 山梨県指令 建第 号
認定年月日 令和 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁 山梨県知事 長崎 幸太郎

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

- 1 申請年月日 令和 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 認定に係る建築物の位置

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十四（第二十五条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

認定番号 山梨県指令 建第 号
 認定年月日 令和 年 月 日
 (※) 確認番号 第 号
 確認年月日 令和 年 月 日
 建築主事の氏名

殿

山梨県知事 長崎 幸太郎 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
令和 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

(※) は、法第35条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第六（第八条関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書

認定番号 山梨県指令 建第0000号
 認定年月日 令和 年 月 日

〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定により申請のあった建築物について、同条第2項の規定に基づき認定したので通知します。

1. 申請年月日
令和 年 月 日
2. 申請者の住所
山梨県〇〇市〇〇〇〇111-1
3. 認定に係る建築物の位置
山梨県〇〇市〇〇字〇〇111-1 他11筆

省エネ基準への適合性に関する説明書

年 月 日

様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 27 条第 1 項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地： _____

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

適合

不適合

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

適合に☑が入っていること

[建築士に関する事項]

氏名： _____

資格： _____ 建築士 _____ 登録第 _____ 号

[建築士事務所に関する事項]

名称： _____

所在地： _____

区分（一級、二級、木造）： _____ 建築士事務所

(備考)